
令和6年 9 月 宇 美 町 議 会 定 例 会 議 録 (第5日)

令和6年9月20日(金曜日)

提出された案件は次のとおり

- 日程第1 認定第1号 令和5年度宇美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第2 認定第2号 令和5年度宇美町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第3 認定第3号 令和5年度宇美町上水道事業会計利益の処分及び決算認定について
日程第4 認定第4号 令和5年度宇美町流域関連公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定について
日程第5 認定第5号 令和5年度宇美町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第6 報告第5号 令和5年度宇美町健全化判断比率及び資金不足比率について
追加日程第一 議案第41号 令和6年度宇美町一般会計補正予算(第3号)
日程第7 閉会中の継続審査又は調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 認定第1号 令和5年度宇美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第2 認定第2号 令和5年度宇美町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第3 認定第3号 令和5年度宇美町上水道事業会計利益の処分及び決算認定について
日程第4 認定第4号 令和5年度宇美町流域関連公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定について
日程第5 認定第5号 令和5年度宇美町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第6 報告第5号 令和5年度宇美町健全化判断比率及び資金不足比率について
追加日程第一 議案第41号 令和6年度宇美町一般会計補正予算(第3号)
日程第7 閉会中の継続審査又は調査について

出席議員(12名)

- | | |
|----------|-----------|
| 1番 小林 孝昭 | 2番 安川 禎幸 |
| 3番 高橋 紳章 | 4番 丸山 康夫 |
| 5番 平野 龍彦 | 6番 安川 繁典 |
| 7番 入江 政行 | 8番 黒川 悟 |
| 9番 鳴海 圭矢 | 10番 白水 英至 |

11番 藤木 泰

12番 古賀ひろ子

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 太田 美和

書記 中山 直子

書記 五所 万典

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	安川 茂伸	副町長	……………	原田 和幸
副町長	……………	一木 孝敏	教育長	……………	折居 邦成
総務課長	……………	八島 勝行	地域コミュニティ課長	…	太田 一男
シティプロモーション課長	…	瓦田 浩一	企画財政課長	……………	工藤 正人
税務課長	……………	田口 嘉輝	会計課長	……………	大神 隆史
住民課長	……………	野田 幸二	健康課長	……………	水野 治也
福祉課長	……………	佐伯 剛美	環境課長	……………	石川 和男
管財課長	……………	矢野 量久	都市整備課長	……………	藤木 義和
上下水道課長	……………	前田 友博	学校教育課長	……………	川畑 廣典
社会教育課長	……………	竹下 健一	こどもみらい課長	……	入江 和美

10時00分開議

○議会事務局長（太田美和）

起立願います。礼。おはようございます。着席願います。

本日の議事日程第5号を表示しております。また、決算審査特別委員会委員長より提出された報告書を追加しておりますので、御確認ください。

○議長（古賀ひろ子）

改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

お諮りします。本日までに町長から議案第41号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第一として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

異議なしと認めます。議案第41号を日程に追加し、追加日程第一として議題とすることに決定しました。

なお、本日の議事日程に上げています。

日程第1. 認定第1号

日程第2. 認定第2号

日程第3. 認定第3号

日程第4. 認定第4号

日程第5. 認定第5号

○議長（古賀ひろ子）

日程第1、認定第1号 令和5年度宇美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてから、日程第5、認定第5号 令和5年度宇美町一般会計歳入歳出決算認定についてまでを一括議題とします。

会議規則第41条第1項の規定により、本案について、委員長の報告を求めます。黒川決算審査特別委員会委員長。

○決算審査特別委員会委員長（黒川 悟）

皆さん、おはようございます。

令和6年9月の20日、宇美町議会議長古賀ひろ子殿。決算審査特別委員会委員長黒川悟。決算審査特別委員会審査報告書。本委員会に付託の審査事件について、会議規則第77条の規定により下記のとおり報告します。

委員会開催日、令和6年9月の17日、18日。

事件の名称、認定第1号 令和5年度宇美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

令和5年度宇美町後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算については、予算現額5億5,165万8,000円に対し、歳入総額5億5,140万7,550円、歳出総額5億2,511万4,714円で、2,629万2,836円の黒字決算です。

歳入は、1款後期高齢者医療保険料、3款繰入金、4款繰越金が主なもので、1款後期高齢者医療保険料については、被保険者数の増加により前年度より増額となっています。

歳出では、1款総務費、2款後期高齢者医療広域連合納付金が主なもので、職員人件費を1名分から2名分に変更したことや被保険者数の増加などにより前年度より増額となっています。

審査では、保険料（率）の今後の見通し、短期被保険者証を交付しなくなった後の収納対策、後期高齢者医療業務を担当する職員体制、1人当たり年間医療費が高い要因、医療費適正化推進

室の成果などについて質疑がありました。

採決の結果は、全員賛成で認定すべきものと決定しました。

事件の名称、認定第2号 令和5年度宇美町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

令和5年度宇美町国民健康保険特別会計の歳入歳出決算については、予算現額42億9,961万6,000円に対し、歳入総額40億3,163万5,605円、歳出総額39億6,937万5,063円で、6,226万542円の黒字決算です。

歳入は、1款国民健康保険税、4款県支出金、5款繰入金が主なもので、1款国民健康保険税については、被保険者数の減少により前年度よりも減額となっており、4款県支出金については、歳出2款保険給付費の減額に伴い前年度より減額となっています。

歳出は、2款保険給付費、3款国民健康保険事業費納付金が主なもので、どちらも被保険者数の減少により前年度より減額となっております。

審査では、ジェネリック医薬品の推奨、1人当たり年間医療費が増加した要因、保険税の今後の見通しなどについて質疑がありました。

採決の結果は、全員賛成で認定すべきものと決定しました。

事件の名称、認定第3号 令和5年度宇美町上水道事業会計利益の処分及び決算認定について。

令和5年度宇美町上水道事業会計の決算については、収益的収入では、予算現額8億1,055万1,000円に対し、収入総額8億1,732万1,145円で、収益的支出では、予算現額7億8,066万3,000円に対し、支出総額7億5,230万8,980円です。

資本的収入では、予算現額9,492万1,000円に対し、収入総額9,130万6,400円で、資本的支出では、予算現額4億3,882万3,000円に対し、支出総額3億8,787万9,071円です。

また、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億9,657万2,671円は、現年度分損益勘定留保資金などで補填されています。

令和5年度純利益は4,925万7,516円となり、これに前年度繰越利益剰余金2億1,310万8,718円を加えた2億6,236万6,234円の未処分利益剰余金が生じています。この未処分利益剰余金については、繰越利益剰余金として令和6年度に繰り越される計画となっています。

審査では、有収率が低下した要因及び有収率向上の方策、福岡地区水道企業団からの受水量見直し、一本松井戸水販売促進の取組、国庫補助金の活用などについての質疑がありました。

採決の結果は、全員賛成で認定すべきものと決定しました。

事件の名称、認定第4号 令和5年度宇美町流域関連公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定について。

令和5年度宇美町流域関連公共下水道事業会計の決算については、収益的収入では、予算現額9億3,496万1,000円に対し、収入総額9億3,571万852円で、収益的支出では、予算現額8億7,216万8,000円に対し、支出総額8億4,378万320円です。

資本的収入では、予算現額6億5,198万5,000円に対し、収入総額5億7,716万5,600円で、資本的支出では、予算現額9億9,191万2,000円に対し、支出総額9億2,974万1,109円です。

また、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億5,257万5,509円は、現年度分損益勘定留保資金などで補填されています。

令和5年度純利益は8,316万8,149円となり、これに前年度繰越利益剰余金2億1,516万2,496円を加えた2億9,833万645円の未処分利益剰余金が生じています。この未処分利益剰余金については、繰越利益剰余金として令和6年度に繰り越される計画となっております。

審査では、下水道整備後の未接続世帯への対応、福岡刑務所及び官舎の下水道接続計画、ストックマネジメントを實踐できる職員の育成などについて質疑がありました。

採決の結果は、全員賛成で認定すべきものと決定いたしました。

事件の名称、認定第5号 令和5年度宇美町一般会計歳入歳出決算認定について。

令和5年度宇美町一般会計の歳入歳出決算については、予算現額153億4,341万2,107円に対し、歳入総額150億8,886万3,392円、歳出総額144億9,242万5,571円で、歳入歳出差引過不足額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、5億6,345万8,821円の黒字決算です。

歳入は、金額が大きい順に、1款町税、10款地方交付税、14款国庫支出金となっており、14款国庫支出金は、児童手当負担金、障害者自立支援給付費負担金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（低所得者世帯支援分）、民間保育園運営費等負担金などです。

1款町税については、まず町民税は、新型コロナウイルス感染症が5類に移行され日常生活が戻ったことや、企業等の給与見直しによる個人所得の増により個人町民税の調定額が増額し、増収となっています。固定資産税は、新築家屋の増加等により増収となり、町税の総額は前年度より1.9%増となっています。

歳出は、金額が大きい順に、3款民生費、2款総務費、10款教育費、4款衛生費となっています。

主な事業費は、1款議会費は、議員報酬などです。

2款総務費は、財政調整基金、ふるさと宇美町応援寄附事業費、ふるさと応援基金費、子ども・高齢者くらし応援券事業費などです。

3款民生費は、特定教育・保育施設運営経費、障害者自立支援給付事業費、児童手当関係経費、後期高齢者医療関係経費、介護保険関係経費、国民健康保険特別会計繰出金などであります。

4款衛生費は、ごみ処理事業費、新型コロナウイルスワクチン接種事業費、リサイクルセンター管理費、予防接種事業費などです。

5款労働費は、働く婦人の家の運営経費です。

6款農林水産業費は、農業基盤保全事業費、森林機能保全事業費などです。

7款商工費は、商工業活性化事業費、観光促進事業費などです。

8款土木費は、流域関連公共下水道事業会計繰出金、道路橋りょう維持管理費、公園管理・整備事業費などです。

9款消防費は、粕屋南部消防組合管理費、消防団活動支援事業費などです。

10款教育費は、幼稚園費施設等利用給付費、宇美小学校施設整備費、学校給食管理費、学校教育推進事業費などです。

11款災害復旧費は、（現年）及び（過年）公共土木施設等補助災害復旧費などです。

基金（国民健康保険高額療養資金貸付基金及び国民健康保険財政調整積立基金を除く。）については、4億860万1,494円が積み立てられ総額36億6,911万675円となっており、金額が大きい順に、財政調整基金、庁舎建設等基金となっています。

審査では、1款議会費では、ペーパーレス会議システム導入の効果、2款総務費では、ふるさと宇美町応援寄附金及び企業版ふるさと応援寄附金増収への取組、共働事業提案制度の今後の展開、地域公共交通の活性化などについて質疑がありました。

3款民生費では、シニアクラブへの支援及び連携、老人福祉センターの事業内容及び今後の展開、妊産婦への支援などについて質疑がありました。

4款衛生費では、うみっ子健診の受診率向上の取組、地域猫活動の財源確保及び活動グループの連携、ごみ減量への取組、運動習慣定着への取組などについての質疑がありました。

6款農林水産業費では、金坪池改修の今後の計画、8款土木費では、志免宇美線街路事業の進捗状況などについての質疑がありました。

10款教育費では、部活動教員外指導員と地域クラブ活動の指導者との違い、部活動の安全管理、図書館の図書購入の内容、福岡県ラグビー協会との包括連携事業の成果、アクション福岡との連携などについて質疑がありました。

歳入では、ごみ処理料返還金の内訳についても質疑がありました。

採決の結果は、全員賛成で認定すべきものと決定しました。

以上で報告終わります。

○議長（古賀ひろ子）

報告が終わりました。黒川委員長、議席にお戻りください。

念のため申し上げます。これから行う討論及び採決は、それぞれの議案ごとに行います。

では、認定第1号 令和5年度宇美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、認定第1号 令和5年度宇美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、認定第1号については認定することに決定しました。

次に、認定第2号 令和5年度宇美町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、認定第2号 令和5年度宇美町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、認定第2号については認定することに決定しました。

次に、認定第3号 令和5年度宇美町上水道事業会計利益の処分及び決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、認定第3号 令和5年度宇美町上水道事業会計利益の処分及び決算認定について採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、認定第3号については認定することに決定しました。

次に、認定第4号 令和5年度宇美町流域関連公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、認定第4号 令和5年度宇美町流域関連公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、認定第4号については認定することに決定しました。

次に、認定第5号 令和5年度宇美町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、認定第5号 令和5年度宇美町一般会計歳入歳出決算認定について採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、認定第5号については認定することに決定しました。

日程第6. 報告第5号

○議長（古賀ひろ子）

日程第6、報告第5号 令和5年度宇美町健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とします。

報告を求めます。工藤企画財政課長。

○企画財政課長（工藤正人）

失礼いたします。報告第5号 令和5年度宇美町健全化判断比率及び資金不足比率についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によりまして、令和5年度宇美町健全化判断比率及び資金不足比率を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会に報告するものでございます。

次の2ページが健全化判断比率の報告書になっています。

3ページが資金不足比率についての報告書、4ページそれから次の5ページが監査委員からの健全化判断比率の審査意見書、6ページが資金不足比率等の審査意見書となっています。

7ページ以降に健全化判断比率等の資料を添付しております。

8ページの地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要を御覧いただきたいと思っております。

大きく上と下、2つの図表となっておりますが、まず、健全化判断比率は、地方公共団体の財政の健全性を示す指標といたしまして、上段の図表の中の左下になりますけど、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、それから将来負担比率、さらには、公営企業の経営の健全化を示す指標といたしまして資金不足比率がございまして、毎年、この財政指標の算定と公表が義務づけられているところでございます。

また、判断比率のいずれかが早期健全化基準以上となった場合には財政健全化計画を、それから、財政再生基準以上となった場合には財政再生計画を、また、公営企業が経営健全化基準を超えた場合には経営健全化計画の策定が法律で義務づけられているものでございます。

8ページ中段下の表につきましては、どの比率に、どこまでの会計等が対象になっているのかを分かりやすく表示したものになります。

次に、9ページに健全化判断比率等の算出式ということで、ここに各比率の算定式を掲載しています。

簡単に説明をさせていただきますと、まず、1つ目の実質赤字比率につきましては、普通会計におけます実質赤字の標準財政規模の額に対する比率でございまして、宇美町では一般会計を対象としています。

次に、連結実質赤字比率につきましては、一般会計と上水道事業などの公営企業会計及び国保などの保険等事業会計の公営事業会計におけます実質赤字の標準財政規模の額に対する比率となっています。

次の実質公債費比率につきましては、一般会計、公営事業会計に一部事務組合、広域連合を対象に、一般会計が負担いたします実質的な公債費の標準財政規模に対する比率でございまして、これは過去3か年の平均値で算出されるものでございます。

次に、将来負担比率ですが、地方公共団体が設立しました一定の法人の負債の額等を含めまし

て、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模の額に対する比率ということになっています。

その下の資金不足比率につきましては、公営企業の資金不足額の事業規模に対する比率となっているところでございます。

次の10ページ以降につきましては、1年前になりますけれども、令和4年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要（確報）を添付しております。

令和4年度決算に基づきます健全化判断率が早期健全化基準以上である団体につきましては、1団体ということでした。この団体につきましては、財政再生基準も超えておる団体となります。

この概要が、この後の11ページ、12ページまで続いておまして、最後の13ページには、糟屋地区1市7町の令和4年度決算に基づきます比率の一覧表を添付しておりますので、後ほど御参照いただければと思います。

それでは、令和5年度の健全化判断率の報告をさせていただきます。

説明につきましては、5ページの監査委員の審査意見書によりまして報告をさせていただきます。

中段の表を御覧いただきたいと思っております。

一番上の実質赤字比率は、一般会計の実質収支が赤字の場合のみ比率が表示されるものでございまして、先ほど認定いただきました令和5年度一般会計決算におきまして、実質収支5億6,345万8,821円、7.11%の黒字となっておりますので、比率は表示されておられません。なお、早期健全化基準は13.77%となっております。

次の連結実質赤字比率は、宇美町では一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、上水道事業会計及び流域関連公共下水道事業会計を連結の対象として、実質収支の比率を算定するものでございます。令和5年度の全会計の決算では、14.53%の黒字ということになりましたので、比率は表示されておられません。なお、早期健全化基準は18.77%となっております。

次の実質公債費比率は、一般会計等が負担いたします元利償還金等の公債費などの標準財政規模を基本とした額に対する比率を表すものでございますが、一般会計、国保会計、後期高齢者医療会計、上下水道会計のほか、加入しています一部事務組合等の元利償還金相当額、これを含めましての負担率を算出しております。令和5年度の実質公債費比率につきましては、6.6%となっております。早期健全化基準の25%を下回っている状況でございます。

次の将来負担比率につきましては、一般会計、国保会計、後期高齢者医療会計、上下水道会計のほか、一部事務組合等を対象にいたしまして、一般会計における将来の財政負担を示す指標で

ございます。一般会計の地方債の残高、上下水道会計の償還費の繰出見込額、退職手当の負担見込額等により比率が算定されますが、令和5年度は将来負担比率が算定されておりませんので、比率は表示されておりません。なお、早期健全化基準は350%となっております。

以上のとおり、各比率ともに早期健全化基準を下回っておりまして、財政健全化計画策定の義務は発生いたしておりません。

続きまして、令和5年度の資金不足比率について報告をいたします。

こちら、6ページの監査委員の審査意見書によりまして報告をさせていただきます。

資金不足比率は、公営企業の資金不足額を公営企業の事業規模であります料金収入の規模と比較して指標化をし、経営状態の悪化の度合いを示すものでありまして、資金の不足額は、流動負債の額から流動資産等の額を控除すること等を基本としておりまして、欠損金とは異なるものでございます。

中段の表を御覧いただきたいと思います。

令和5年度上水道事業会計決算、その下の流域関連公共下水道事業会計決算ともに資金不足比率は表示されておりません。

以上により、両会計ともに経営健全化基準20%を下回っておりますので、経営健全化計画策定の義務は発生いたしておりません。

以上、宇美町におきましては、財政健全化計画及び経営健全化計画策定の義務は発生していないということで、簡単でございますが、報告を終わらせていただきます。

○議長（古賀ひろ子）

報告が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。これで質疑を終わります。

報告第5号 令和5年度宇美町健全化判断比率及び資金不足比率についてを終わります。

タブレット設定のため、暫時休憩します。

10時34分休憩

.....

10時36分再開

○議長（古賀ひろ子）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

追加日程第一 議案第41号

○議長（古賀ひろ子）

追加日程第一、議案第41号 令和6年度宇美町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。
提案理由の説明を求めます。工藤企画財政課長。

○企画財政課長（工藤正人）

引き続き、よろしくお願いいたします。

議案第41号 令和6年度宇美町一般会計補正予算（第3号）の説明をさせていただきます。
予算書の3ページをお開き願います。

令和6年度宇美町一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出それぞれ1,437万1,000円を追加いたしまして、予算総額を152億8,219万4,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、8月29日から30日にかけての台風10号の影響により、被災いたしました農地の復旧事業に必要な経費を増額するものでございまして、早急な予算化が必要ということで、追加議案とさせていただきますのでございます。

また、第2条で繰越明許費の設定、第3条で地方債の補正を併せて提案いたしております。

歳出から説明をさせていただきますが、資料につきましては、9月議会議案資料綴り、一般会計補正予算（第3号）事業一覧表をつけておりますので、御参照いただきたいと思います。

それでは、予算書の14、15ページをお願いします。

11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費1目農地農業用施設災害復旧費の001（現年）農地農業用施設災害復旧費において、査定設計書作成に係ります測量設計業務委託料（単独）を635万8,000円、補助率がかき上げされることとなった際に、熊本にあります九州農政局まで申請に行く必要がございますので、有料道路使用料1万3,000円、それと農地2か所の災害復旧工事請負費（補助）を800万円計上いたしております。

続いて、歳入の説明をさせていただきます。前のページ12、13ページをお願いします。

12款分担金及び負担金1項分担金1目農業費分担金200万円は、今回の災害復旧工事に対する農地所有者からの農地災害復旧費分担金です。

14款国庫支出金1項国庫負担金7目災害復旧費国庫負担金400万円は、現年度農地農業用施設災害復旧事業費負担金で、補助率は2分の1となっております。

18款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金657万1,000円の増額は、本補正予算の財源とするため、基金の取崩しを行うものです。

21款町債1項町債9目災害復旧債では、現年農地農業施設災害復旧事業を180万円増額しております。

次に、6ページをお開き願いたいと思います。

第2表繰越明許費は、11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費、事業名が農地農業用施

設災害復旧事業で金額を980万円と定めるものです。

隣の7ページをお願いします。

第3表地方債補正ですが、1、変更、これは限度額を変更するもので、補助災害復旧事業債3,970万円を4,150万円に変更するものです。

最後に、予算書の最後16ページに地方債の現在高の見込みに関する調書を掲載しておりますので、御参照ください。

簡単ですが、以上で説明を終わります。御審議の上、可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。歳入歳出一括質疑と総括質疑という順序で審議を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

異議なしと認めます。それでは、歳入歳出一括質疑に入ります。質疑のある方はページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

事業一覧の2ページから質問させていただきます。

今回は委託費と、そして工事費の補正になっていますけれども、農地災害の復旧に関する設計に関して、どうしても国庫補助事業に申請するために委託費を出さなきゃいけないと、職員じゃなかなか対応できないと、そういうことで委託費を計上されたということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（古賀ひろ子）

藤木都市整備課長。

○都市整備課長（藤木義和）

議員がおっしゃるとおり、災害設計の査定設計書を作成するために委託したというところでございます。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

あと工事請負費なんですけれども、今回補正をして設計を行いますね。工事の発注が大体いつぐらいの予定になるのか。一番聞きたいことは、工事の完了が来年の田植えの時期に間に合うの

かということが知りたいんですけども、両方の地区とてもおいしいお米が取れるというところで理解しています。できたら来年の田植えに間に合えばいいなと思っているわけなんですけど、その見通しに関してお尋ねいたします。

○議長（古賀ひろ子）

藤木課長。

○都市整備課長（藤木義和）

今回の災害の査定が今のところ11月に予定をされております。11月の査定を受けまして、それから発注段取りということになると、早くて年明けが発注ではなかろうかというところを考
えております。

やはり耕作者がいらっしゃいますんで、1日も早い復旧というのは当然お願いしたいところではあるんですが、工事の工程の状況からすると間に合わない可能性というのも当然あるということ
とで、所有者さんにはその旨お伝えをさせていただいているところではございます。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。歳入歳出一括質疑を終わります。

次に、総括質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。総括質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、議案第41号 令和6年度宇美町一般会計補正予算（第3号）を採決します。本案
を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

日程第7. 閉会中の継続審査又は調査について

○議長（古賀ひろ子）

日程第7、閉会中の継続審査又は調査についてを議題とします。

各常任委員長から、所管事務について、会議規則第75条の規定により閉会中の継続調査の申出がっております。

お諮りします。各常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

異議なしと認めます。各常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正につきましては、会議規則第45条の規定により議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

異議なしと認めます。したがって、本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正は議長に委任することに決定しました。

_____ . _____ . _____

○議長（古賀ひろ子）

これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和6年9月宇美町議会定例会を閉会します。

○議会事務局長（太田美和）

起立願います。礼。お疲れさまでした。

10時45分閉会

本会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年12月13日

議 長 古 賀 ひろ子

副 議 長 藤 木 泰

署名議員 白 水 英 至

署名議員 鳴 海 圭 矢